

横浜市立仲尾台中学校 いじめ防止基本方針

(令和5年2月3日 改訂)

1 基本認識と基本方針

(ア) いじめの定義

いじめ防止対策推進法および横浜市いじめ防止基本方針に示されたものをいじめと定義します。

(イ) いじめ防止等に向けた基本方針

仲尾台中学校における、いじめ防止等に向けた基本的な方針を次に示します。

- ① 学校・家庭・地域の絆を基盤に、緊密な連携を図り、すべての生徒の健全育成を推進します。
- ② いじめの未然防止、生徒指導上の諸問題の未然防止に向け、すべての生徒が参加・活躍でき、自己肯定感や自己有用感が高まり、自尊感情が育成される「わかる授業づくり」を推進します。
- ③ いじめを許さない、見逃さない学校の雰囲気づくりを推進し、生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に考えて行動できるようにはたらきかけます。
- ④ いじめの兆候となる生徒の些細な変化に気づき、教職員で確実に情報共有し、速やかに対応することで、いじめの早期発見・早期対応を図ります。
- ⑤ いじめの事実が確認された場合、事実関係の把握、被害生徒の安心・安全な学校生活の回復を最優先に支援を行い、心理的なケアを行います。また、加害生徒に対しても、必要に応じて警察等の関係機関と連携するなど、毅然とした姿勢で指導します。

2 いじめ防止等の対策のための組織、活動

(ア) いじめの防止等の対策のために「仲尾台中学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止等の対策に関する具体的な取組を推進する役割を担う「仲尾台中学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

委員会は、学校長を委員長として、副校長・教務主任・生徒指導専任・生徒指導部長・学年主任・養護教諭を委員として構成し、必要に応じて担任や学年生徒指導担当、また心理（スクールカウンセラー）・福祉（スクールソーシャルワーカー）などの専門家、外部の専門家の参加を求めるともあります。

(イ) 「仲尾台中学校いじめ防止対策委員会」の役割

「仲尾台中学校いじめ防止対策委員会」は次の役割を基本に活動していきます。

- ① いじめの未然防止について話し合い、学校全体で活動していきます。
- ② いじめの早期発見・早期対応について話し合い、学校全体で活動していきます。
- ③ 確認されたいじめ事案への対応について話し合い、学校全体で対応していきます。
- ④ いじめの防止、いじめへの対応に向けた校内研修の充実、教職員の意識向上に向けた活動について話し合い、実践していきます。

(ウ) 年間計画 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時には緊急的に開催することとします。

3 いじめ防止および早期発見のための取組

(ア) 学校としての取組

「仲尾台中学校いじめ防止対策委員会」からの助言を受け、学校全体で取り組んでいきます。

- ① 教育相談や生活アンケート、いじめ調査、いじめ解決一斉キャンペーンなどを実施します。生徒相談は4月・8月・1月、生活アンケートは7月、いじめ調査は5月・12月（人権週間）を基本に行い、緊急事案発生時には、臨時にアンケートなどを行います。
- ② 定期的な生徒相談以外でも、あらゆる学校生活の場面で信頼と納得を基本とした生徒理解に努め、日常の様々な場面でも生徒への声かけを実施していきます。
- ③ 保護者・地域に向けた啓発活動を行います。
- ④ 職員会議や研修会などで生徒の情報交換を行い、生徒の様子を情報共有し、指導に生かします。
- ⑤ 「仲尾台中学校いじめ防止対策基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直しを行うために、第三者委員会を設置します。

(イ) 生徒自らの取組

生徒会や生徒評議会を中心に、生徒自らが考え、いじめ防止に取り組むようはたらきかけていきます。

(ウ) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

保護者や地域、警察等関係機関と連携し、生徒がいじめに加担しないような環境づくりを推進していきます。

- ① 困ったこと、悩みごとがあれば、周囲の大人に相談するようはたらきかけます。
- ② 保護者・地域と連携し、行動や言葉遣いに注意しながら、見守り活動を強化します。
- ③ 携帯電話やスマートフォンをはじめ、インターネットの利用状況の把握や家庭におけるルールづくりを推進し、安心・安全に利用できる環境づくりに努めます。
- ④ 生徒の些細な変化を把握し、必要があれば関係機関と連携して生徒の健全育成を図ります。

4 重大事態への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合には、次のような対応を行います。

- ① 教育委員会(東部学校教育事務所)に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」にて、対応を検討します。
- ② アンケートの実施や過去のアンケートの精査を行い、事実関係の把握を行います。
- ③ いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。
- ④ 必要に応じて警察等関係機関と連携し、対応を行っていきます。
- ⑤ 「学校運営協議会」などと連携し、二度と同じ事案が起こらない学校づくりを協議します。